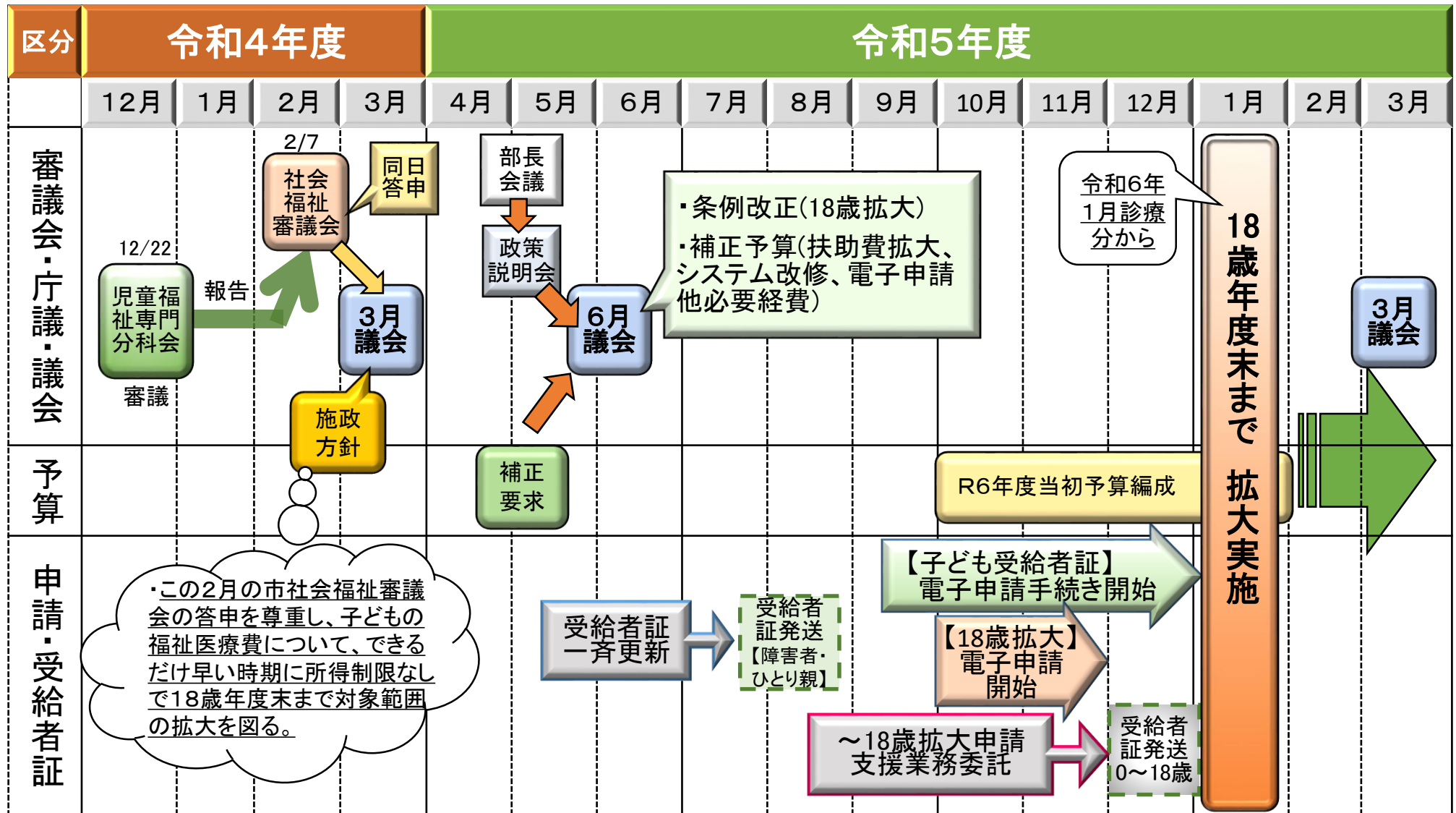


子どもの福祉医療費における対象範囲の拡大について



条例の改正（案）と施行期日について

<主な改正点> 第3条関係

(1)「乳幼児等」を「子ども」に改める。



表記の改正

(2)対象者の年齢「15歳」を「18歳」に改める。



対象者の拡大

<施行期日> 令和6年1月1日

●社会福祉審議会の答申内容(令和5年2月7日) ※抜粋

- ▶ 子ども・子育て支援の充実や周辺市町村の状況等も踏まえ、対象範囲を「**中学校卒業まで**」から「**18歳年度末まで**」に所得制限なしで**拡大し**、速やかに実施することが適当である。
- ▶ **受益者負担金の窓口無料化**は、持続可能な制度としていく観点から、先ずは、**対象範囲の拡大を図った上で**、段階的な実施を含め、**更に検討**していくことが適当である。

今後のスケジュール（予定）

令和5年5月 市議会政策説明会（5月26日）

令和5年6月 条例改正（6月議会）

6月補正予算（6月議会）

補正額：46,516千円

10～11節 18歳年度末拡大に係る印刷物及び通信運搬費等 : 5,579 千円

12節 18歳年度末拡大に係るシステム改修、事務手数料 : 19,071 千円

19節 18歳年度末拡大に係る扶助費（1月・2月診療分） : 21,866 千円

システム改修の契約

7月 障害者やひとり親等の受給者証一斉更新

8月～ システム改修・検証

9月 電子申請による受付開始（予定）

12月 新受給者証印刷・発送

令和6年1月 18歳拡大開始（令和6年1月診療分から）

子ども福祉医療費の対象年齢の範囲(現状)

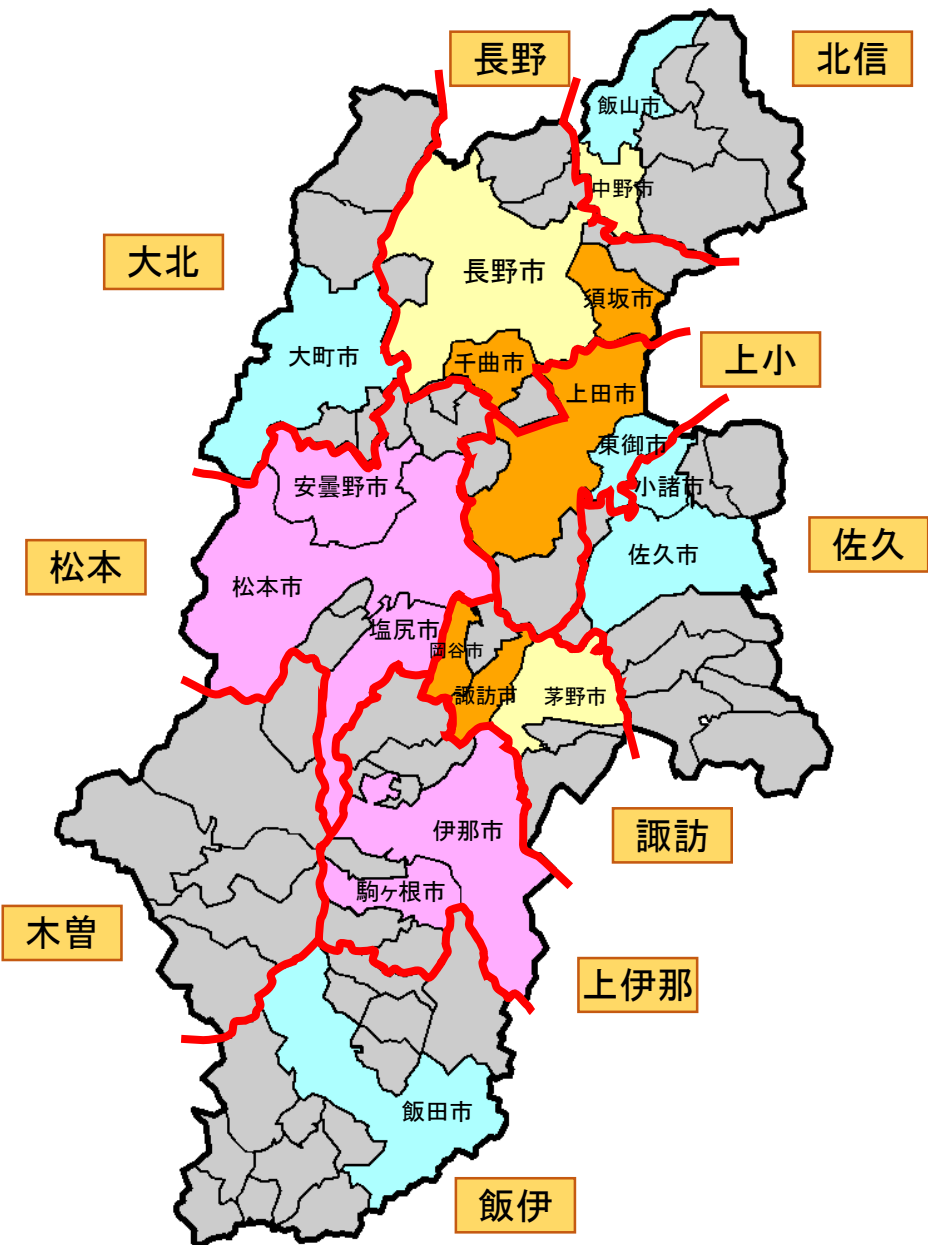
○県及び本市における対象年齢拡大の経過

区分		H18.4 (2006.4)	H22.4 (2010.4)	H22.10 (2010.10)	H24.10 (2012.10)	H27.4 (2015.4)	H28.4 (2016.4)	R04.4 (2022.4)
入院	市	就学前まで	小3まで	小6まで	中3まで	中3まで	中3まで	中3まで
	県	就学前まで	小3まで	小6まで	中3まで	中3まで	中3まで	中3まで
通院	市	就学前まで	小3まで	小6まで	中3まで	中3まで	中3まで	中3まで
	県	就学前まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで	就学前まで	小3まで

県：補助金の対象範囲、市：給付対象の範囲

- 平成27年4月に「入院」の対象を、小学6年生から中学3年生まで拡大、平成28年4月には、「通院」も同様に拡大
- 「通院」については、県の補助対象範囲が16年間据え置かれたが、令和4年4月 就学前から小学校3年生まで拡大

令和5年4月県内自治体子ども福祉医療費の対象範囲の状況等



対象年齢

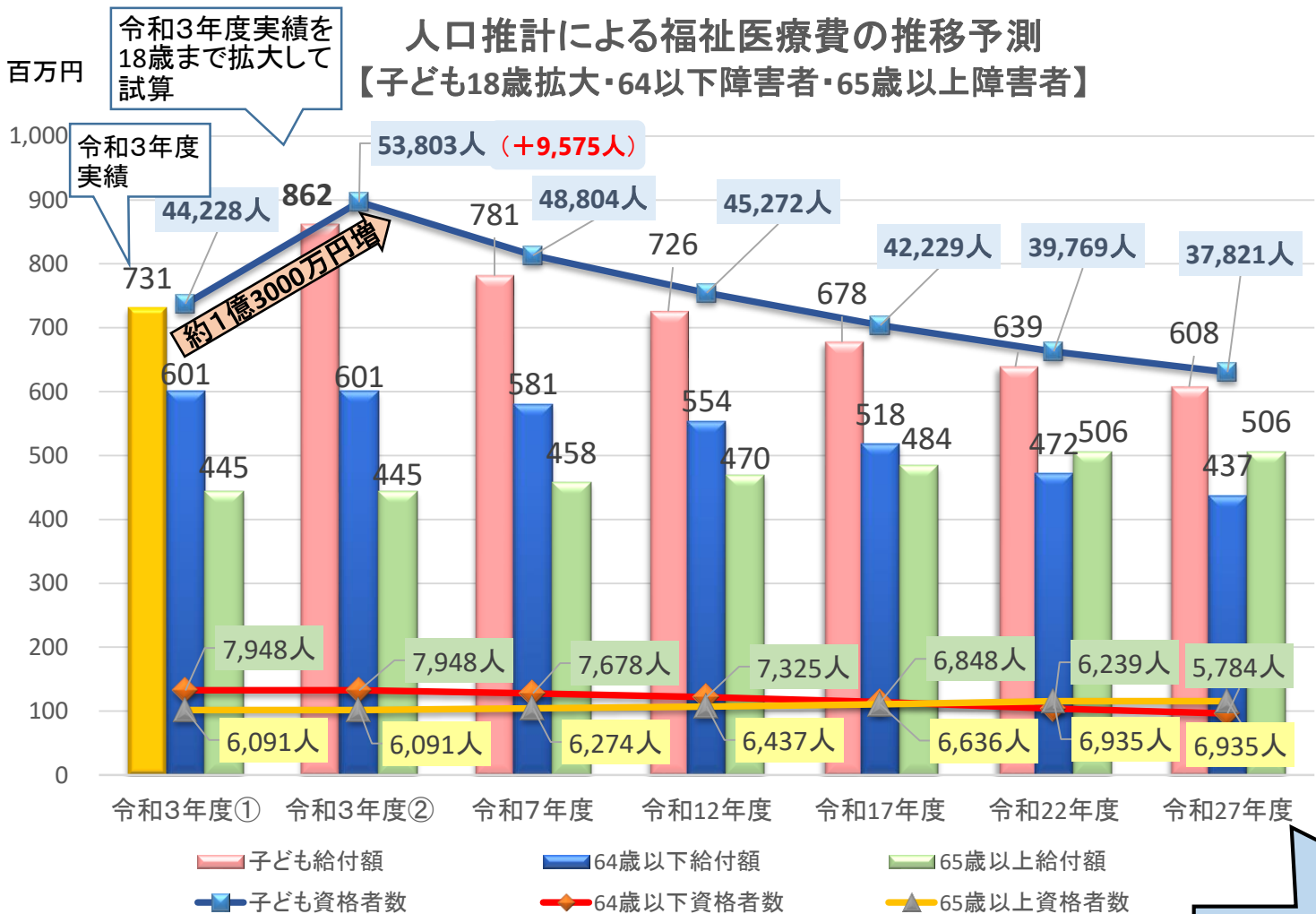
- 18歳まで拡大済の町村(全町村)
- 令和3年度以前18歳まで拡大済の市(6市)
- R4年度から中3→18歳拡大の市(5市)
 (・松本市・安曇野市・塩尻市: R4年4月～
 ・伊那市・駒ヶ根市: R4年8月～通院拡大、
 受給者負担金無料)
- R5年4月から中3→18歳拡大の市(5市)
 (千曲市・須坂市・上田市、諏訪市、岡谷市)
- 中学3年生までの市(3市)
 (長野市・中野市・茅野市)

県内19市 拡大実施経緯

入院	通院	R2	R3	R4	R5
中3	中3	12	11	8	3
18歳	中3	2	2	0	0
18歳	18歳	5	6	11	16

福祉医療費給付額の推移（試算）

※令和3年度給付実績を元に、人口推計※1による給付額推移を試算



- 子ども(中3まで)
 - 子ども(18歳拡大)
 - 20歳～64歳以下障害者
 - 65歳以上障害者
- 試算方法
令和3年度の
受給者単価×推計受給者数

- 【受給者福祉医療費単価】
- ◆ 0～18歳平均
入院：2,327円
通院：13,692円
 - ◆ 20歳～64歳以下障害者
入院：21,367円
通院：74,509円
 - ◆ 65歳以上障害者
入院：34,245円
通院：38,736円

18歳まで拡大することにより、給付額は増加するが、少子化・人口減少の影響により、将来的負担は減少していく見込み

※1 人口推計:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を使用

※2 64歳以下の障害者に障害児は含まれていない

※3 ひとり親家庭は含まれていない

福祉医療制度の考え方について

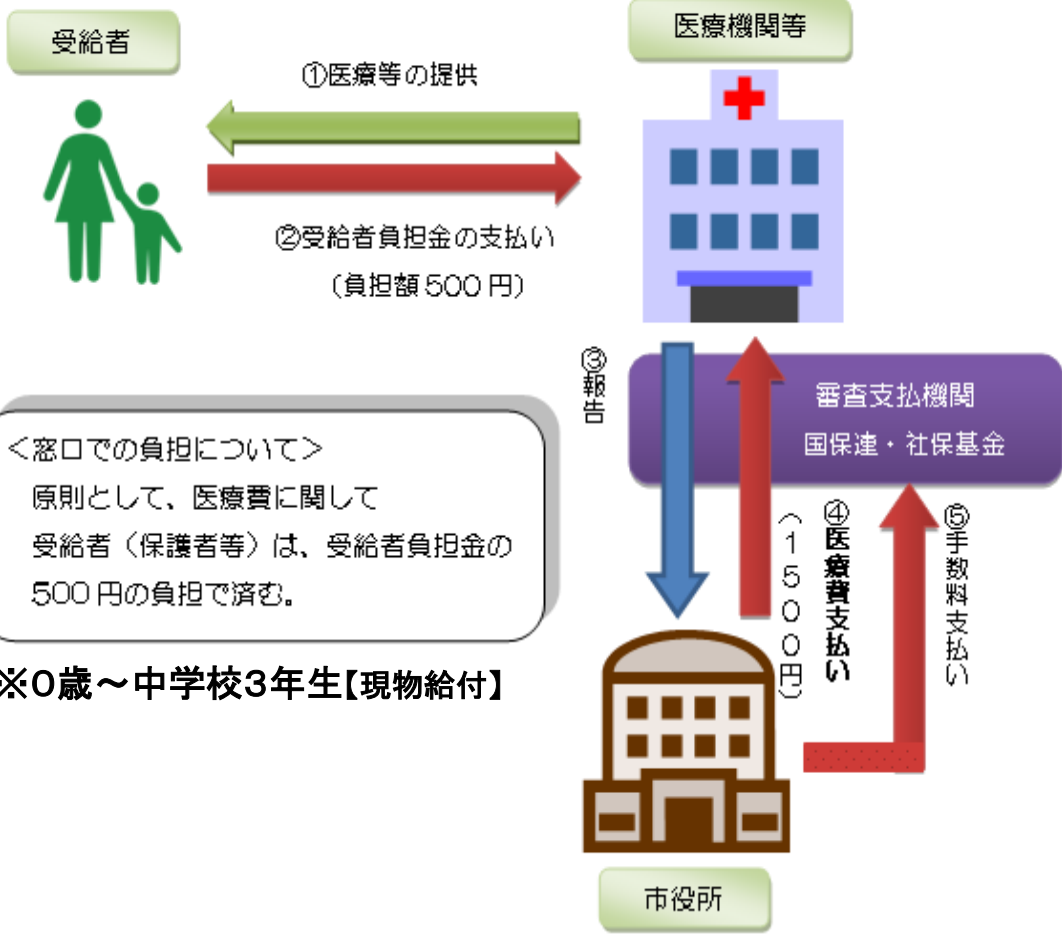
●目的

子ども、障害者、ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、もって福祉の増進を図る。(根拠:長野市福祉医療費給付金条例)

対象となる医療費

医科・歯科・薬局・訪問看護・柔道整復・はり・灸・マッサージ等

自己負担金が2,000円の場合



<窓口での負担について>
原則として、医療費に関して受給者(保護者等)は、受給者負担金の500円の負担で済む。

※0歳～中学校3年生【現物給付】

保険者負担分 (7~9割)	窓口で支払う額		保険外金額等
	一部負担金(1~3割)		
	高額療養費	付加給付	

受給者負担金500円を除いて福祉医療費として支給